

加東市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（5月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和7年6月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和 6 年度定期監査（5 月期）結果及び意見

総 括

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 26 日において令和 6 年度 5 月期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）における、こども未来部学校教育課、同部発達サポートセンターの事務事業の執行について、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の 5 点に重点をおいた。

- （1）事務事業が計画的に進められているかどうか。
- （2）事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- （3）人的配置は、適正に行われているかどうか。
- （4）財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- （5）不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和 6 年度 5 月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【学校教育課】

1 監査の結果

職員構成は、事務職員 10 名、フルタイム会計年度任用職員 1 名、パートタイム会計年度任用職員 3 名の合計 14 名である。

日本語指導が必要な外国人児童生徒について、令和 7 年 3 月時点で 22 名在籍しており、多文化共生サポーターや多言語相談員等を学校に派遣した。また、派遣がない場合は、音声自動翻訳機を活用することを確認した。

語学（英語）指導員派遣事業の中で、英語検定を受検する前に、自身の能力を把握してもらうために実施していた IBA テストについて、英検チャレンジ事業が浸透してきたことから、今後は、生徒が自身の実力を判断し、受検に臨むことが出来ると判断したため、令和 5 年度で終了したと説明があった。

英語検定の受検料の助成について、令和 6 年度に助成を受けて、受検した生徒は市内中学生の 88.8%であった。また、英検 3 級以上を取得している中学 3 年生の割合は、令和 5 年度の 30.6%に対し、令和 6 年度は 36.8%となり、取得率は上昇傾向にあると説明があった。

部活動について、令和 9 年の加東市中学校総合体育大会終了後から休日の部活動の指導を教職員から地域指導員に移行し、令和 11 年の総合体育大会終了後には、平日も含めて完全に移行する予定であると説明があった。

不登校対策事業の加東市不登校支援研究推進指定について、一部の学校を研究指定校として指定し、兵庫教育大学の教師を交えたケース会議を計 21 回開催した。不登校児童生徒への対応や保護者との関わり方、支援等について研究を重ね、復帰プログラム等を考案し、実践することで、児童生徒同士の関わりが増え、学校と保護者の繋がりが強化されるなどの成果を上げていると説明があった。

2 意 見

かとう英語ライセンス制度や ALT の派遣など語学（英語）指導に力を注いでいることは、加東市の魅力の一つであるため、対外的なアピールに努められたい。

部活動の地域移行は、教師と生徒が向き合う時間を作ることができ、働き方改革としても非常に有効と考えられるため、地域指導員が継続的に指導を行える仕組みづくりを含めて、適切に推進されたい。

不登校対策については、児童生徒ごとに不登校となった事情があり、不登校児童生徒数を減らすのは簡単ではないと思うが、引き続き支援に努められたい。

【発達サポートセンター】

1 監査の結果

職員構成は、事務職員 6 名、パートタイム会計年度任用職員 3 名の合計 9 名である。

相談事業について、令和 6 年 3 月末時点における年間相談件数は延べ 2,265 件（うち、子どもの発達・何でも相談は延べ 378 件）となっている。昨年度と比較して相談件数が増加した要因として、事前予約が不要な相談事業を実施するなど、相談を受けやすい体制を整えたことや、支援・相談等を受けることに対する理解が進んだことが考えられると所見が示された。

はぴあプラスワンルームにおける個別療育と小集団療育の違いについて、個別療育はスタッフと子どもが 1 対 1 で取り組み、子ども一人ひとりに合わせた療育を行う発達支援であり、小集団療育は 2、3 人の子どもで療育プログラムを行いながら、コミュニケーションの練習などを行う発達支援であることを確認した。

歳出予算の執行状況について、不用額及び流用の要因を確認した。教育指導費（療育事業）の報償費は、療育事業に伴う託児費用が含まれており、相談者によっては託児が不要なケースもあることから、不用額が生じたと説明があった。

また、教育指導費（発達サポートセンター運営事業（経常経費①））の委託料は、保守点検委託料からクラウド利用料に契約を変更したため、支出科目を使用料及び賃借料に変更し、全額を流用したと説明があった。

2 意 見

発達障害に関して、子どもを持つ保護者の認知度は年々上がっていると思われるが、子どもを持たない家庭等については認知度が低いままであると思われるため、研修や啓発を通じて、加東市全体で見守ることができる環境づくりに努められたい。

発達障害は幼少期に早期発見・早期支援することが大切であるため、医療機関などの関係機関と連携を行い、引き続き支援に努められたい。